

日立労基協だより

— 第34号 —

発行所
日立市幸町 1 丁目 21 番 2 号
日立商工会議所会館 1 階
一般社団法人 日立労働基準協会
電話 (0294) 23 - 3431

編集兼発行人 大内 傳之助
印刷所 日立高速印刷㈱

新年あけまして
おめでとうございませす



年頭のご挨拶

(一社)日立労働基準協会

会長 家次 晃

新年明けましておめでとうございます。
会員事業場の皆様には、日頃より日立労働基準協会の運営に關しまして格別なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

お蔭様で平成二十九年度の事業計画も現在のところ順調に実施されており、重ねて御礼申し上げます。

さて、全国の労働災害状況は、各事業場の懸命な努力にも拘わらず減少するどころか平成二十八年、二十九年と増加傾向であり依然として予断を許さない状況にあります。特に休業四日以上死傷災害の中で相変わらず「転倒災害」が最も多い状況で、これらを踏まえ厚生労働省は平成二十七年に開始した「STOP! 転倒災害プロジェクト」を継続実施しており、事業場における転倒災害防止対策の徹底を呼びかけております。

労働衛生につきましては、働き方改革実現会議の提唱もあり各事業場でも種々施策を展開いただいているかと思いますが、過重労働縮減に向けて取り組みを加速させる必要があります。また、労働者の健康状態を把握し、メンタルヘルス不調に陥る前に対処する必要性や、化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性が高まるなど、昨今の労働安全衛生を取り巻く環境は大きく変化しており、企業として安全衛生活動に積極的に取り組む必要があります。

各事業場におかれましては、種々安全衛生活動を展開して頂いていることと思

いますが、労働安全衛生の取り組みは、愚直に、かつ地道に活動することが必要であります。さらなる活動の活性化を図ることや、人財育成といった観点での安全衛生教育の実施等、積極的に取り組んで頂きますようお願い申し上げます。

当協会と致しましても、技能講習、及び特別教育を中心に、関係法令に基づく労働条件、安全衛生等の普及・啓蒙を目的に活動を展開しておりますが、日立労働基準監督署管内における労働災害の撲滅に向け、関係官庁のご協力を賜りながら会員事業場のニーズに応え、昨年以上の活動が展開できるように尚一層の努力をして参る所存ですので、今後ともご理解、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、会員事業場の皆様にとつて、今年1年が飛躍の年となることを祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

(一社)日立労働基準協会

役員一同



年頭のご挨拶

日立労働基準監督署

署長 山崎 宏

新年あけましておめでとうございます。

日立労働基準協会の会員の皆様には、労働災害防止を始めとして、労働行政の推進にご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年も職員一同、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、一昨年六月には、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、男性・女性・高齢者・若者・障害のある方全ての方々が活躍できる社会の実現に向けた働き方改革を行うこととされました。そして、これを実現するため、昨年三月には働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」が決定されました。この実行計画には、同一労働同一賃金、賃金引上げと労働生産性向上、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備等が盛り込まれており、今後、計画を実行するために労働関係法令を含めた法律改正が予定されているところです。法律が改正されても労働基準法等の労働関係法令を遵守することはもとより、多様で安心できる働き方を取り入れ誰もが快適に働ける職場にしていけることが必要と考えており、労働行政の果たす役割が非常に大きいものになると思われまます。

次に、昨年の日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況について、平成二十九年十一月末現在(速報値)では、休業四日以上以上の死傷者数は一五一人となり、前年同時期より約二・〇%の増加となっております。

業種別で減少したのは、製造業、商業、接客娯楽業等となっております。しかし、一方で建設業、保健衛生業等では増加しています。増加した業種での災害の事故の型をみますと、転倒による災害が最も多くなっております。一昨年と同様に災害の傾向として設備の不備によるものより、むしろ従業員の行動による人的・行動災害によるものが多くなっているように見受けられます。また、高齢者による災害も多くなっております。従いまして、今一度従業員に対する安全衛生教育に重点をおいていただくとともに、引き続き、「リスクアクセスメント」の実施促進をお願いいたします。

最後に、日立労働基準協会の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして新年の挨拶いたします。

謹賀新年

日立労働基準監督署

職員一同

平成29年度 安全衛生関係各種表彰 受賞者紹介

1. 厚生労働大臣表彰

・優良賞

竹中・鈴縫・秋山・岡部特定建設工事共同企業体
日立市新庁舎整備事業第一期本体工事 殿

日立市

2. 茨城県産業安全衛生大会表彰

(1) (一社)茨城労働基準協会連合会長表彰
・事業場賞 (株)シヨウエイ 殿

日立市

(2) 建設業労働災害防止協会茨城県支部長表彰
・事業場賞 (株)小國工務店 殿

北茨城市

(3) 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部
日立支部長表彰

・事業場賞 (一社)日本貨物検査協会日立事務所 殿

日立市

3. 中小企業無災害記録証

(第4種) (株)シヨウエイ 殿

日立市

4. (一社)日立労働基準協会会長表彰

(1) 安全衛生優良事業場賞
・(株)常磐谷沢製作所 殿

北茨城市

(2) 功績賞

・伊藤 和博 殿 技能講習及び特別教育講師
・久保木安男 殿 特別教育講師
・初田 修男 殿 特別教育講師

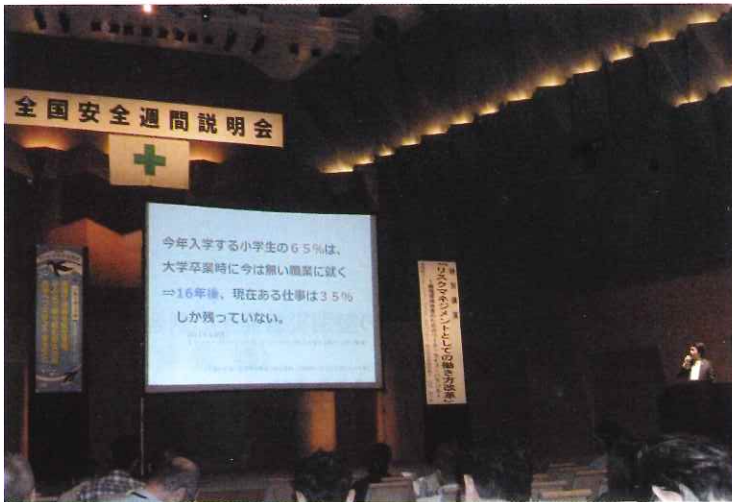


謹賀新年

(一社)日立労働基準協会

運営委員会一同

平成29年度 全国安全週間説明会を開催



特別講演 山口栄一氏

六月二日(金)、日立シビックセンターにおいて、各企業の安全衛生管理責任者及び担当者二五〇名が参加され、平成二十九年全国安全週間説明会が、日立労働基準監督署のご後援により、盛大に開催されました。

説明会は、日立労働基準監督署の担当官より「全国安全週間実施要綱等」についてご説明をいただいた後、茨城県ワーク・ライフ・バランスアドバイザーで特定社会保険労務士の山口栄一氏より「リスクマネジメントとしての働き方改革」をテーマに特別講演をいただきました。講演は、なぜ、「ワーク・ライフ・バランス」「働き方改革」が必要なのか等分かり易く説明され、参加者は最後まで熱心に聴講されておりました。

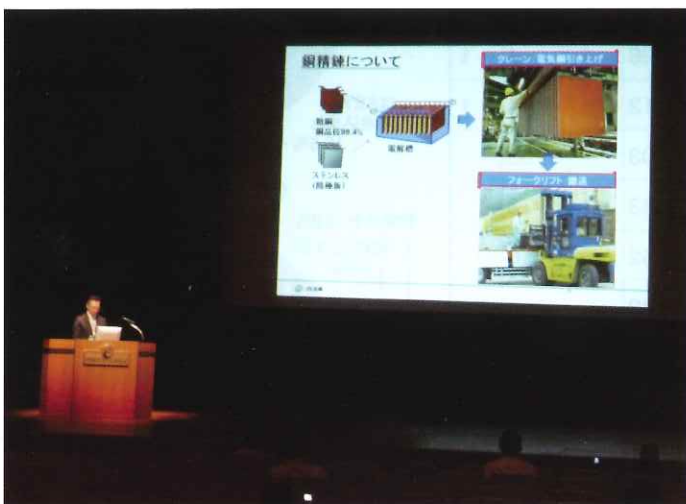
平成29年度 日立地区安全衛生大会を開催



表彰式

九月一日(金)、多賀市民会館において、各企業の安全衛生管理責任者及び担当者二七名が参加され、平成二十九年日立地区安全衛生大会が、日立労働基準監督署のご後援により、盛大に開催されました。

冒頭に表彰式が行われ安全衛生優良事業場賞に一事業場、功績賞に三名が表彰されました。続いて日立労働基準監督署より「全国労働衛生週間実施要綱等」のご説明、また、日立警察署より「交通事故の防止について」のご講話をいただきました。特別講演は、筑波労働コンサルタント事務所代表の岩崎芳明氏より「職場における受動喫煙の防止について」と題したご講演をいただきました。参加者は最後まで熱心に聴講されておりました。



研究発表 菊池和彦氏

全国産業安全衛生大会に参加

十一月八日(水)から十日(金)まで三日間、神戸市で開催されました全国産業安全衛生大会に、当協会から運営委員等八名が参加しました。大会は、「安全・健康の未来を拓こう神戸から」をテーマに開催され、一日目と三日目は、市内各会場に分かれての分科会でした。今回の分科会では、運営委員の菊池和彦氏(JX金属(株)日立事業所)による研究発表がありました。(平成三十年度は、十月十七日から十九日まで横浜市で開催されます。)

日立労働基準監督署からのお知らせ

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況(11月末日現在)

平成29年の労働災害発生件数(休業4日以上)の死傷災害は11月末日現在で151件と、前年同時期に比べ3件の増加となっております。

業種別に見ると、製造業(前年比-11件)、商業(前年比-8件)、接客娯楽業(前年比-9件)などでは減少しているものの、建設業(前年比+6件)、運輸交通業(前年比+4件)、保健衛生業(前年比+7件)においては大幅に増加しております。

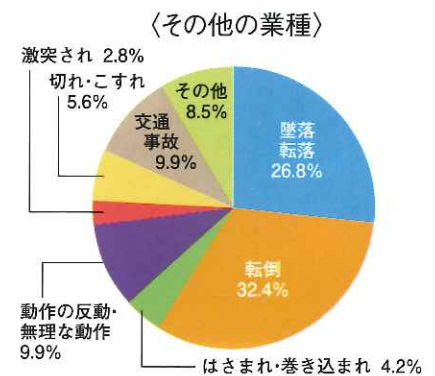
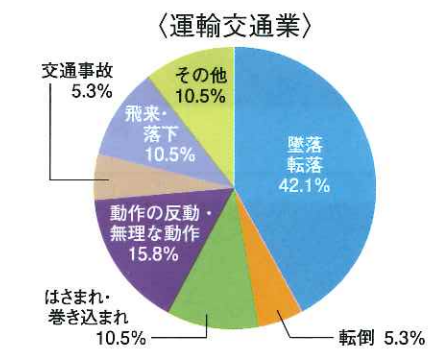
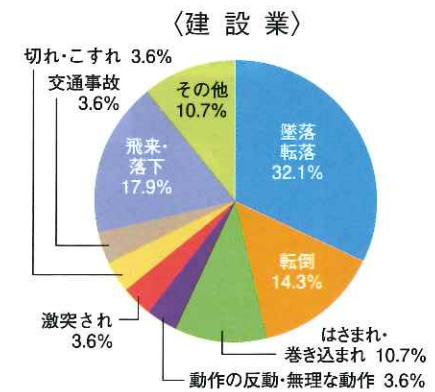
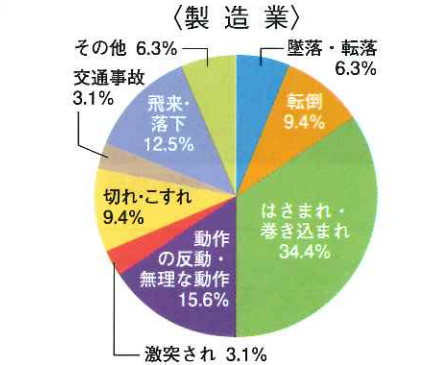
なお、11月末現在、死亡災害は発生していません。

業種	日立署管内(業種別)			茨城県内(業種別)								
	平成28年	平成29年	同期比	平成28年		平成29年		同期比				
	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡					
製造業	食料品	7	2	-5	215	229	14					
	木材・木製品	1	1		24	22	-2					
	化学工業	2	4	2	55	69	14					
	窯業土石製品	2	1	-1	39	36	-3					
	鉄鋼業		1	1	8	1	26	18				
	金属製品	11	7	-4	121	1	119	-2				
	一般機械器具	2	1	-1	41	1	44	3				
	電気機械器具	14	8	-6	27	24	-3					
	輸送用機械器具	2	3	1	22	22						
	その他	2	4	2	105	95	-10					
小計	43	32	-11	657	3	686	29	-3				
建設業	土木工事	10	1	6	-4	-1	73	5	83	4	10	-1
	建築工事(木造建築工事以外)	11	16	5	101	3	117	3	16			
	木造建築工事		3	3	37	2	34	-3	-2			
	その他	1	3	2	94	95	1					
小計	22	1	28	6	-1	305	10	329	7	24	-3	
運輸交通業	15	19	4	311	2	335	1	24	-1			
貨物取扱業	1		-1	24	28	1	4	1				
林業	1	3	2	8	12	1	4	1				
商業	28	20	-8	336	303	-33						
通信業	4	6	2	60	63	3						
保健衛生業	11	18	7	158	152	-6						
接客娯楽業	20	11	-9	162	162							
その他	3	14	11	351	5	329	3	-22	-2			
合計	148	1	151	3	-1	2,372	20	2,399	13	27	-7	

※死亡は内数

(参考)管内の労働災害速報は、茨城労働局HP(労働基準監督署のコーナー)に掲載しておりますのでご参照下さい。

事故の型別災害発生の割合(日立署管内)



茨城県最低賃金と茨城県特定最低賃金改定のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下記のとおり改正されました。

最低賃金名		時間額	効力発生日
茨城県最低賃金		796円	平成29年10月1日
茨城県特定最低賃金	鉄鋼業	892円	平成29年12月31日
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	859円	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	855円	
	各種商品小売業	828円	

最低賃金についてQ&A

Q. 最低賃金制度とは何でしょう？

A. 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金があります。

Q. 最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？

A. 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q. 最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？

A. 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q. 最低賃金額以上か以下か、確認する方法はありますか？

A. 実際の賃金が最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金を次の方法で比較します。

①時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

②日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

③月給の場合

月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

④①、②、③が混在している場合 例えば基本給が日給制で各手当(職務手当等)が月給制などのように混在している場合は、それぞれ上の①～③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

Q. コンビニを営んでいます。各種商品小売業の最低賃金は適用されますか？

A. 茨城県各種商品小売業最低賃金が適用される産業は、衣、食、住にわたる各種の商品を取り扱っていて、主たる販売商品が判別できない事業場の場合に適用され、食料品が中心であるなど主たる販売商品が判別できる事業場には適用されません。

最低賃金についてのご質問・ご相談は、

茨城労働局労働基準部賃金室

TEL 029-224-6 2 1 6

又は日立労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

TEL 0294-22-5 1 8 7

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

労働者が自己の労働時間を自主的に申告することで労働時間を把握する「自己申告制度」の不適正な運用に伴い、割増賃金の不払や過重な長時間労働が生じている状況が認められます。

厚生労働省では、使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにすることにより、労働時間の適正な管理の促進を図り、労働基準法の遵守に資するべく、平成13年4月に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を策定しましたが、平成28年12月の「第4回長時間労働削減推進本部」の決定を受け、①行政の内部通達である上記基準を使用者向けの「ガイドライン」として新たに定め、②労働時間の考え方を通達や最高裁判所の判例をもとに整理して明確化を図ること、③労働時間の記録と自己申告内容に乖離があれば実態調査を行うことなど、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにしました。

ガイドラインのポイント

1. 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること。
2. 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること。
3. 例えば、労働者が参加することを業務上義務付けられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること。
4. 使用者は、労働者の労働日ごとの始業終業時刻を確認し、適正に記録すること。

(1) 原則的な方法

- ・使用者が、自ら現認することにより確認すること。
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

- ① 自己申告を行う労働者や労働時間を管理する者に対しても、自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について十分な説明を行うこと。
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正を行うこと。
- ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等、適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。また実際は36協定の延長可能な時間数を超えて労働しているにもかかわらず、延長可能な時間内となっているようにすることが、習慣的に行われていないか確認すること。



労働時間の考え方

(労働時間とは)

使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます(平成12年3月9日最高裁第一小法廷判決 三菱重工長崎造船所事件)。

1. 使用者の明示的・黙示的な指示により労働者が業務を行う時間は労働時間に当たります。
2. 労働時間に該当するか否かは、労働契約や就業規則などの定めによって決められるものではなく、客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務付けられたものといえるか否か等によって判断されます。
3. たとえば、次のような時間は、労働時間に該当します。
 - ①使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間
 - ②使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)
 - ③参加することが業務上義務付けられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間



健康診断のご案内

(一財)全日本労働福祉協会では、労働安全衛生法第66条に定められた各種の健康診断を行っております。健康診断は、各事業所の日程に合わせ、健診車で各事業所に赴き行っておりますので、ご利用ください。なお、健診の申込みをされる事業場は、同封の申込書により(一社)日立労働基準協会までお申込み下さい。また、作業環境測定やストレスチェック制度実施の申込みも受けております。

一般健康診断

- ・定期健康診断
- ・雇入時の健康診断

特殊健康診断

- ・有機溶剤等健康診断
- ・鉛健康診断
- ・特定化学物質健康診断
- ・行政通達による健康診断
- ・その他健康診断

生活習慣病健診

協会けんぽ等健診



<お問い合わせ先> (一財)全日本労働福祉協会茨城県支部 茨城健診センター
〒319-0209 茨城県笠間市泉1615-1
TEL 0299-37-8855 FAX 0299-37-8857

平成30年度 講習・教育計画

	種 別	開 催 日	実 技 会 場
技能講習	玉掛け	4/5～7・6/7～9・8/2～4・10/4～6 12/6～8・2/7～9	(株)日立製作所 日立事業所 三菱日立パワーシステムズ(株)
	床上操作式クレーン運転	7/12～15・11/15～18	同 上
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	4/17～18・9/18～19・12/4～5	
	有機溶剤作業主任者	4/12～13・6/20～21・8/30～31・10/31～11/1 12/13～14・2/27～28	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(学科2日、実技1日)	6/26～29・10/23～26・2/19～22	日立商工会議所会館
	ガス溶接	9/21～22	(株)日立製作所 日立工業専修学校
	フォークリフト運転(学科)	4/4・5/11・6/15・7/18・9/12・10/11 11/14・1/11・2/26	(一社)日立労働基準協会実技会場
	乾燥設備作業主任者	5/15～17	
特別教育	アーク溶接	1/18～19	(株)日立製作所 日立工業専修学校
	クレーン運転(5トン未満)	4/20～21・10/12～13	(株)日立製作所 国分生産本部
	研削といし(自由研削)	7/7・1/12	日立アプライアンス(株)多賀事業所
	研削といし(機械研削)	3/8～9	日立アプライアンス(株)多賀事業所
	プレス・シャー	11/9～10	日立アプライアンス(株)多賀事業所
	電気(低圧)取扱い業務	6/22～23・9/28～29・3/1～2	(株)日立製作所 日立事業所
	粉じん作業	6/6・12/12	
講習会	安全衛生推進者等養成講座	8/28～29	
	職長・安全衛生責任者教育	5/9～10・7/19～20・9/26～27・11/20～21 1/22～23・3/13～14	
	リスクアセスメント担当者研修会	7/11	

- ※1. 枠内数字は、開催日です。フォークリフト運転については、学科の他に実技が3日間あります。開催日は、講師及び会場の都合等により変更になることがあります。
2. 受講申込の受付は、開催日の約1ヶ月前から行います。詳細は、各講習案内でご確認ください。募集中の講習案内は、当協会のホームページからも取得できます。



謹賀新年

(一社)日立労働基準協会
事務局一同

平成30年度 協会行事等

月	会 議・行 事	関 連 行 事
5月	優良従業員表彰式 (30日) 定時総会 (30日)	
6月	全国安全週間説明会 (13日)	全国安全週間準備期間 (1日～30日)
7月		全国安全週間 (1日～7日)
9月	日立地区安全衛生大会 (7日)	全国労働衛生週間準備期間 (1日～30日) 免許出張特別試験(水戸市) (30日)
10月		全国労働衛生週間 (1日～7日) 茨城県産業安全衛生大会(水戸市) (4日) 全国産業安全衛生大会(横浜市) (17日～19日)
11月	労務管理講習会 (監督署共催)	
12月		年末年始無災害運動 (12月15日～1月15日)
1月	理事会 (25日)	

〈お問合せ先〉(一社)日立労働基準協会 TEL 0294-23-3431 FAX 0294-23-3461